二　施設を使用させる期間が七日から十日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例で定める期間以上であること。

三　施設の各居室は、次のいずれにも該当するものであること。

イ　一居室の床面積は、二十五平方メートル以上であること。ただし、施設の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）が、外国人旅客の快適な滞在に支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

ロ　出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。

ハ　出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との境は、壁造りであること。

ニ　適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有すること。

ホ　台所、浴室、便所及び洗面設備を有すること。

ヘ　寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有すること。

四　施設の使用の開始時に清潔な居室を提供すること。

五　施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること。

六　当該事業の一部が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものであること。

（法第十四条第一項の政令で定める申請）

第四条　法第十四条第一項の政令で定める申請は、国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定による病院の開設の許可若しくは同条第二項の規定による病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は同条第三項の規定による診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

（法第十七条第一項の政令で定める施設等）

第五条　法第十七条第一項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一　広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

二　標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三　食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

四　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

五　次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

イ　広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物

ロ　露店、商品置場その他これらに類する施設

ハ　看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第六条　法第十七条第一項第二号の政令で定める基準は、前条第一号、第二号及び第五号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一　自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に掲げる一般国道をいう。）にあっては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道（同法第三条第三号に掲げる都道府県道をいう。）又は市町村道（同法第三条第四号に掲げる市町村道をいう。）にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して同法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

二　広告塔、看板、旗ざお、幕又はアーチの表示部分を車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

（国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の縦覧）

第七条　国家戦略特別区域会議は、法第二十条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。

（国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対するみなし認可等）

第八条　法第二十三条第一項の規定によりあったものとみなされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項から第四項までの認可又は承認は、次の表の上欄に掲げる国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる認可又は承認とする。

市町村（市のみが設立した地方住宅供給公社及び地方道路公社を含む。以下この表において同じ。）	都市計画法第五十九条第一項の認可
都道府県（地方住宅供給公社及び地方道路公社（市のみが設立した地方住宅供給公社及び地方道路公社を除く。以下この表において同じ。）	都市計画法第五十九条第二項の認可
国の機関（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下この表において同じ。）	都市計画法第五十九条第三項の承認
国の機関、都道府県及び市町村以外の者	都市計画法第五十九条第四項の認可

（国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧）

第九条　第七条の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

附　則

この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

平成二十六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三